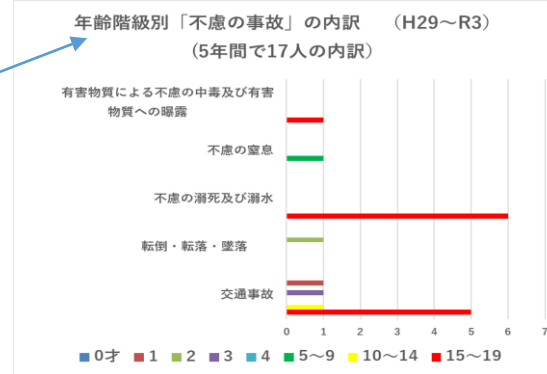
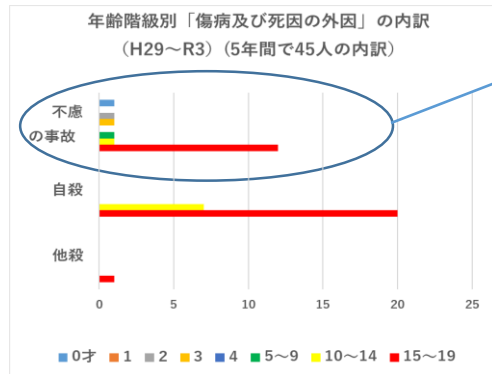
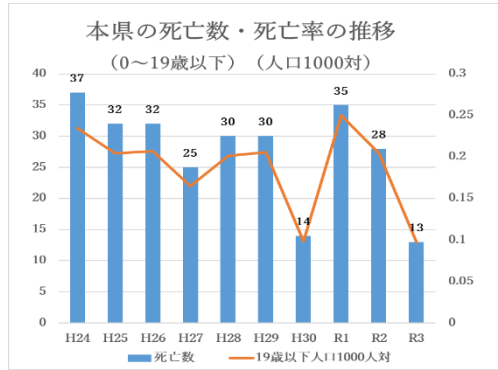


山梨県予防のための子どもの死亡検証体制整備事業（CDR）

❖ CDR事業の経緯 ❖

●「成育基本法」「死因究明等推進法」の成立により、R2年度から子どもの死亡検証を行い、尊い子どもの死亡を防ぐ国の「予防のための子どもの死亡検証体制整備事業」チャイルド・デスレビュー（CDR）が開始し、山梨県も参加し事業を推進しています。



- ・全国では、子どもの死亡は漸減していますが、山梨県では、年間約30名の子どもが死亡しており経年で見ても横ばいです。
- ・このうち予防可能な死亡（交通事故、溺死、転落、自殺等）で平均約9名が死亡しています。
- ・つまり、3年間で学校の1クラスの子どもの予防可能な死亡をしていることとなります。
- ・予防策を検討して施策につなげ、子どもの尊い命を守りましょう。

❖ CDR事業の流れ ❖

データ収集

- 対象：死亡した18歳未満の子ども
(国のてびきの改正により、R3年9月以降の死亡事例から遺族の同意を取得している)
- ・死亡調査票
 - ・死亡小票
 - ・追加情報（学校、市町村、保育園、消防署、警察、児童相談所 等）

検証委員会

- ・個別検証
- ・概観検証

予防策の検討

- ・予防策の有効性や実現可能性を検討
- ・報告書を作成し知事に報告

予防策の施策へ反映等

- ・R5年度CDR推進会議へ予防策を報告し施策への反映方法を検討
- ・検討された予防策を実施
[子どもの心肺蘇生法の動画作成、研修会の開催（R3年度）]

❖ 予 防 策 (令和4年度検証結果)❖

●乳幼児の安全な睡眠環境を整える取り組み

- ・ベビーベッド、ベッドインベッドを希望者に無料貸し出し
- ・SIDSのリスクファクター（喫煙、乳児の睡眠環境）の啓発等

●マルチリートメント（不適切な育児）の防止に向けた対策

- ・病院間、病院と地域の連携強化
- ・父親や孤立している母への支援体制の強化 等

●周産期の医療体制の整備

- ・病院間、病診、病院と地域間の妊産婦の情報共有システムの整備 等

●子どもが心理的に安定した環境の中で生活し、自殺予防につなげる対策

- ・精神疾患を抱えた家族への支援体制の強化
- ・子供が安定して過ごせるような環境づくり 等

●早期に適切な治療を行える体制への取り組み

- ・救急車、医療機関において、小児救急患者への心電図モニター装着の推進
- ・保育施設と保健師で気になる児童、要支援家庭の円滑な情報共有、連携体制の再構築 等

